

2023年 4月 25日

## 株式会社 アトラック 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1 計画期間 2023年4月 1日 ～ 2028年3月 31日

2 内 容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

2023年12月～ 子の看護休暇制度について、1年度における看護休暇日数を増やすため就業規則の変更。5日→7日（1人の場合、2人の場合は10日→14日）

2024年4月～ 職員に社内報などで周知する。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

2023年8月～ 残業時間の現状を把握し、業務の効率化を図る。

2024年2月～ 社内報などで周知する。

2024年4月～ 年間の業務状況を把握し、繁忙期を除く期間においてノー残業デーを設け実施する。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3 年次有給休暇の取得（1人当たり6日以上）の促進のための措置の実施

<対策>

2023年9月～ 有給休暇の取得状況の把握。

2024年3月～ 計画的な取得予定を立てるため、職員からの予定日の聴取・策定。

2024年4月～ 社内報などで周知や定期的な取得を促進する。